

DS
クラブ
は

特典

いろいろ



その1

ビジター通常料金(税別)から割引!

平日 プレー料金 **2,000円引**
土・日・祝日 プレー料金 **4,000円引**

※平日登録者様は平日のみの割引となります
※ゴルフ場が定めるビジター通常料金(税別)からの割引となります

その2

登録者様には
『登録者証(チェックインカード)』発行!

★ノーサインでスピーディなチェックイン!
★ご利用金額に応じたポイントサービス!
(1ポイント=1円として、500ポイントからご利用いただけます)

★スターフレンドは
通常よりポイント3倍!
[100円(税別)につき3ポイント進呈]

※法人登録は無記名式のためサービス対象外となります

その3

3組9名様以上で
さらにコンペ割引 **1,000円!**

※但し、オープンコンペは除く (税別金額から)

その4

お誕生月にはバースデーポイント
3,000ポイント進呈!

その5

スターフレンド限定イベント開催!
★月例親睦コンペを毎月開催!

その6

デイスターオリジナルグッズ進呈!
※法人登録は対象外となります

どれくらい
おトクか
見てみよう!



支払う金額

個人平日
登録者様

平日1Rを
[通常料金 10,694円]
年5回プレー
いただいた場合

年間登録料
12,960円

個人全日
登録者様

土・日1Rを
[通常料金 19,982円]
年7回プレー
いただいた場合

年間登録料
32,400円

来場ポイント

219円×5回
1,095円

平日 2,000円割引
2,000円×5回
10,000円

バースデーポイント
3,000円

平日 年5回で来場の場合の
割引合計

14,095円

来場ポイント

417円×7回 ※夜日のご来場
ポイントは
1回387円と
なります
2,919円

土・日 4,000円割引
4,000円×7回
28,000円

バースデーポイント
3,000円

土・日 年7回で来場の場合の
割引合計

33,919円

特典・割引で
トクする金額

つまり...

ポイント加算
+
割引で

平日 年5回プレーで
年間登録料

**12,960円分が
回収できます!**

さらに! **約1,100円
おトクに!**

平日 年12回プレーの場合
**約17,000円
おトクに!**

土・日 年7回プレーで
年間登録料

**32,400円分が
回収できます!**

さらに! **約1,500円
おトクに!**

土・日 年12回プレーの場合
**約24,000円
おトクに!**

デイスターゴルフクラブ

より優雅に楽しむゴルフライフのために

DSクラブ
スターフレンド募集

登録の
ご案内
&
申込書

プレー料金が
いつでもおトク。
特典もイッパイの
スターフレンドに
なりませんか。

NEW

個人『全日』登録者の
募集も開始しました!



デイスターゴルフクラブ

〒299-4425 千葉県長生郡睦沢町佐賀4900

予約TEL.0475-43-0489 FAX.0475-43-0198

カーナビ検索用TEL.0475-43-0211

http://www.daystar-gc.co.jp

デイスター 検索



デイスターゴルフクラブ

デイスターゴルフクラブ 『DSクラブ』スターフレンド 登録申込書《個人ご登録者用》

法人登録手続きに関しましては、「DSクラブ」事務局へ直接お問い合わせください

私は、「DSクラブ」規約を承諾の上登録を申し込みます

どちらかに○印をお付けください 個人平日 個人全日

フリガナ					
ご氏名					
生年月日	T・S・H	年	月	日	性別 男・女
ご住所	〒		—		
	都	道	市	区	
	府	県	郡	郡	
自宅TEL					
携帯電話					
E-mail					

各種ご案内等の送付先に○印をお付けください 自宅 勤務先

郵便物のお届け先が勤務先の場合は、以下を必ずご記入ください

勤務先名				
部署名		役職名		
勤務先住所	〒		—	
	都	道	市	区
	府	県	郡	郡
TEL		FAX		

※ご記入いただきました個人情報につきましては、法令及び当社のセキュリティポリシーに基づき管理させていただきます



随時募集中!

『DSクラブ』スターフレンド 募集要項

募集種別	年間登録料
個人平日(1名様 記名式)	(1名) 12,960円(消費税込)
個人全日(1名様 記名式)	(1名) 32,400円(消費税込)
法人(4名様 無記名式)	(1口) 129,600円(消費税込)

有効期間 ご登録日より1年間(登録月の翌年同月末まで)
※但し、ご継続の場合、継続前分の有効期間は登録月の翌年前月末までといたします

登録資格

- DSクラブ規約を遵守いただける方
- 申込書類を事務局にて審査のうえ、登録者として相応しいと判断された方
- 暴力団及びそれに類する反社会的団体の関係者は、ご登録いただけません

登録手続

- 登録申込書のご提出
- 年間登録料(一括)のお支払い
ゴルフ場フロントにて現金(クレジットカードはご利用いただけません)
または下記銀行口座振込
(振込手数料はお客様負担となりますのでご了承ください)

お振込先 千葉銀行茂原支店 普通預金 3926979
口座名 茨城グリーン開発株式会社

お問い合わせ先
デイスターゴルフクラブ『DSクラブ』事務局
〒299-4425 千葉県長生郡睦沢町佐貫4900番地
TEL.0475-43-0489 FAX.0475-43-0198
※法人登録手続きに関しましては、「DSクラブ」事務局へ直接お問い合わせください

名称 第1条 本クラブの名称は、「DSクラブ」(以下、「本クラブ」という。)とする。
目的 第2条 本クラブは、デイスターゴルフクラブ(以下、「当ゴルフ場」という。)でのプレーを通じて健全なるゴルフの普及発展とエチケット・マナーの向上に努めると共に、本クラブ登録者(通称「スターフレンド」という。)相互の親睦と交流を図ることを目的とする。
運営 第3条 本クラブの運営は、茨城グリーン開発株式会社陸沢事業所(以下、「当社」という。)が行い、当社内に事務局を設置する。

登録者の種別 第4条 登録者の種別は次のとおりとする。
1.個人平日(1名記名式)
2.個人全日(1名記名式)
3.法人(同一法人内で4名無記名式)

登録者資格 第5条 登録者資格は、本規約及び当ゴルフ場利用約款を承認の上、所定の登録申込手続きを行い、当社が審査の上登録を認めた者が、年間登録料の支払を完了したときに生じる。
登録者資格は、公序良俗に反する行為者または暴力団及びそれに類する反社会的団体の関係者には、いかなる場合にもこれを与えない。

登録者証 第6条 当社は、登録者1名(法人は無記名式4名)につき、登録者証1枚(法人は4枚)を発行し、登録者に貸与する。登録者証は、登録者名(法人は法人名)が表示された登録者のみが使用でき、他人に貸与、譲渡、継承、担保提供及び名義変更はできないものとする。登録者証を紛失または盗難にあった場合には、速やかに当社に所定の届出を行わなければならない。

届出事項の変更 第7条 登録者は、住所・氏名・勤務先(法人は法人名、法人所在地等)及び連絡先等を変更した場合は、速やかに審面により当社に通知するものとする。前項の通知を怠ったことにより、当社からの通知または送付書類が延着または未到着になった場合であっても、登録者は異議を唱えることはできないものとする。

登録者証の利用 第8条 登録者がプレーする場合は、必ずフロントにて登録者証を提示するものとする。登録者証の提示がない場合は、利用日の一般料金を徴収するものとする。

登録者の権利 第9条 登録者は、開業時間内に当ゴルフ場を利用した場合、本人に限り割引料金の適用等当社が別に定める特典を受けられることができる。

登録者権利の制限 第10条 登録者は、当社の経営に関し意見を提出すること及び当ゴルフ場の運営に関する報告を求めることはできないものとする。

登録者の義務 第11条 登録者は、本規約に定める義務のほか、次の各号の義務を負う。
1.当ゴルフ場利用約款及びゴルフエチケット・マナー等を遵守すること。
2.本クラブの秩序を乱し、名誉を毀損する行為をしないこと。
3.登録者相互の友好を心がけ、他の登録者及びプレーヤーに迷惑をかける行為をしないこと。

有効期間 第12条 登録者の有効期間は、登録日より1年間(登録月の翌年同月末まで)とする。但し、登録者が希望し当社が認めた場合は、所定の手続きを行うことにより1年単位で継続登録することができる。

年間登録料 第13条 年間登録料は以下のとおりとする。
1.個人平日 12,960円(税込)
2.個人全日 32,400円(税込)
3.法人 129,600円(税込)
年間登録料は、途中で登録抹消した場合等いかなる場合であってもこれを返還しないものとする。

登録者資格の取消し 第14条 当社は、登録者が次の各号に該当したときには、登録者資格を取り消す場合がある。
1.本クラブ及び当ゴルフ場の名誉を毀損し、または秩序を乱す行為をしたとき。
2.本規約または当ゴルフ場利用約款に違反したとき。
3.登録申込内容に虚偽の事実が判明したとき。
4.登録後、暴力団の構成員及び反社会的勢力の関係者もしくはそれに準じる者であることが判明したとき。
5.その他当社が取消し処分を適当と判断する行為があったとき。

登録者の都合による登録抹消 第15条 登録者が都合により本クラブを登録抹消するときは、当社に所定の届出を行い、「登録者証」を返還するものとする。

登録者資格の喪失 第16条 登録者は、次の各号に該当した場合、登録者資格を失う。
1.有効期間が終了したとき。
2.登録者資格を取り消されたとき。
3.本クラブを登録抹消したとき。
4.死亡したとき。

個人情報の利用 第17条 当社は、登録者から入手した個人情報を当社のセキュリティポリシーに則り、安全に管理し、本クラブの運営以外の目的で利用しない。登録者は、有効期間中及び有効期間経過後において、当社が当ゴルフ場のサービス及びイベントの案内等の送付のために、登録者の住所、氏名、電話番号及びメールアドレス等の個人情報を利用する場合があることを予め了解するものとする。

本クラブの解散 第18条 当社は、必要と認めたときは本クラブをいつでも解散することができる。登録者は、解散に対して異議を申し立てることはできないものとする。

その他 第19条 本規約に定めのない事項は、当社が決定する。当社は、いつでも本規約を改正することができるものとし、その効力は全ての登録者に及ぶものとする。

【附則】 本規約の改正は平成26年4月1日から適用する。